

○国土交通省告示第千三百五十一号

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第二条第一項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十年十一月十七日

国土交通大臣 金子 一義

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件

「改正 令和六年八月一日 国土交通省告示第千五十九号」

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第二条第一項の規定に基づき、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第十二条第二項に規定する建築物の昇降機以外の建築設備の点検（以下この項において「点検」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準は、次の各号に掲げる点検の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一級建築士若しくは二級建築士又は建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の六の表（二）項に規定する建築設備検査員が行うべき点検 別表第一から別表第四までの（い）欄に掲げる項目に応じ、それぞれこれらの表の（ろ）欄に掲げる事項ごとに定めるこれらの表の（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果がこれらの表の（に）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを

判定することとする。

二 一級建築士若しくは二級建築士又は建築基準法施行規則第六条の六の表(三)項に規定する防火設備検査員が行うべき点検 別表第五の(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる事項ごとに定める同表(は)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

別表第一 換気設備

第一 建築 基準 法（昭和 二十 五年 第二 法律 第二 百一 号） 第二					
(一)			(二)		
(三)					
機械換気設備					
機械換気設備（中央管理方式の空調設備を含む。の外観					
(ろ) 点検事項					
給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況					
(は) 点検方法					
目視又は触診による方法（以下「目視等」という。）により確認する。					
(に) 判定基準					
取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。					
風道の接続部に損傷					
風道の取付け					
目視等又は触診による					
各居室の給気口及び排気口の取付けの状況					
目視等又は触診により確認する。					
取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。					

第十八条第二項の規定に基づき換気設備が設けられた居室			
(六)	(五)	(四)	

機械換気設備（中央管理方式の空調和			
の状況	給気機又は排気機の設置の状況	給気機又は排気機の作動の状況	中央管理室における制御及
り確認する。	目視等又は触診により確認する。	目視等又は聴診により確認する。	中央管理室において制御及び作動の状況
があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	運転中に異常な音又は異常な振動があること。	中央管理室において制御又は作動の状況

(九)	(八)	(七)	
	備 和 設	気 調 の 空 方 式 管 理 中 央	
空 気 調	の 外 観	機 器 及 の 主 要 和 設 備	設 備 を 含 む の 性 能
空 気 調 和 設 備	空 気 調 和 設 備 及 び 配 管 の 劣 化 及 び 損 傷 の 状 況	空 気 調 和 設 備 の 設 置 の 状 況	び 作 動 状 態 の 監 視 の 状 況
目 視 等 又 は 聴 診 に よ	目 視 等 に よ り 確 認 す る。	目 視 等 又 は 触 診 に よ り 確 認 す る。	を 確 認 す る。
運 転 中 に 異 常 な 音 又	空 気 調 和 機 器 又 は 配 管 に 変 形 、 破 損 又 は 著 し い 腐 食 が あ る こ と。	取 付 け が 堅 固 で な い こ と 又 は 著 し い 腐 食 、 損 傷 等 が あ る こ と。	を 確 認 で き な い こ と。

二 換 設 を け べ 調 室 等			
(一)		(二)	
自然換気設備 及び機械換気 設備		和設備 の主要 機器の 性能	
排気筒、排気 フード及び煙 突の取付けの 状況		の運転の状況	
給気口、給気 筒、排気口、 排気筒、排気 フード及び煙 突の設置の状 況		目視等又は触診によ り確認する。	
鳥の巣等により給排 気が妨げられてい ること。		取付けが堅固でない こと又は著しい腐食 、損傷等があるこ と。	

三			
(一)	(五)	(四)	(三)
防火ダンパー	機械換気設備		
防火ダンパー	給気機又は排気機の作動の状況	給気機又は排気機の設置の状況	排気筒及び煙突の断熱の状況
目視等又は触診による	目視等又は聴診による確認する。	目視等又は触診による確認する。	目視等又は触診による確認する。
平成十二年建設省告	運転中に異常な音又は異常な振動があること。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	断熱材に脱落又は損傷があること。

建築基準法第二十八條第二項又は第三項の規定に基づき換気設備が設け			
	(四)	(三)	(二)
等（外壁の開 口部で延焼の おそれのある 部分に設ける ものを除く。 ）			
の取付けの状 況	防火ダンパー の温度ヒュー ズ	防火ダンパー の劣化及び損 傷の状況	防火ダンパー の作動の状況
り確認する。	目視等により確認す る。	目視等又は触診によ り確認する。	作動の状況を確認す る。
示第千三百七十六号 第一の規定に適合し ないこと又は著しい 腐食があること。	適正な溶解温度の温 度ヒューズを使用し ていないこと。	防火ダンパー本体に 破損又は著しい腐食 があること。	ダンパーが円滑に作 動しないこと。

		られ た居 室等	
		(五)	
		連動型防火ダ ンパーの煙感 知器、熱煙複 合式感知器及 び熱感知器と の連動の状況	
		発煙試験器、加熱試 験器等により作動の 状況を確認する。	
		感知器と連動して作 動しないこと。	
次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には (は)欄に掲げる点検方法にかかわらず、当該記録により確認することですりる。			
三項 (五)	前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同 等の方法で実施した点検等の記録	一項 (一)、 (三)、 (四)及び (六)から (八)まで	前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同 等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検

別表第二 排煙設備

建 一	
(一)	
機 排煙	(い) 点検項目
の外 排煙 観 機	
の 排煙 状 機 況 の設置	(ろ) 点検事項
目視又はこれに類する 方法（以下「目視	(は) 点検方法
堅固でないこと又は 基礎架台の取付けが	(に) 判定基準

一 項 (二)	
査員（以下「一級建築士等」という。）が実施した 点検の記録	前回の点検後にそれぞれ（は）欄に掲げる点検方法と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

基準	法施	行令	(昭	和二	十五	年政	令第	三百	三十	八号	〃第	百二	十三	条第	三項
		(二)	(三)	(四)	(五)										

排煙機の性能									
等」という。〃により確認する。	排煙風道との接続の状況	排煙出口の周囲の状況	排煙口の開放との連動起動の状況	作動の状況	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	聴診又は触診により確認する。	排煙機の運転中の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振
著しい腐食があること。	接続部に破損又は変形があること。	煙の排出を妨げる障害物があること。	排煙口と連動して排煙機が作動しないこと。	排煙機の運転中の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振					

第二号に規定する階段室又は付室、同令第二百二十六条の二第一項に規定	(六)	(七)	(八)
	電源を必要とする排煙機による作動の状況		
	予備電源により作動の状況を確認する。		
動があること。	予備電源により作動しないこと。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	排煙口の周囲に開放を妨げる障害物があること。

等 居 する			
(十二)	(十一)	(十)	(九)

能 口 の 性 の 排 煙 煙 設 備 機 械 排		観	
排煙口の開放 の状況	状況	排煙口の取付 けの状況	目視等により確認す る。
目視等又は聴診によ り確認する。	作動の状況を確認す る。	手動開放装置 の周囲の状況	目視等により確認す る。
常時閉鎖状態を保持 し開放時気流により 閉鎖すること又は著 しい振動があるこ	排煙口の開放が手動 開放装置と連動して いないこと。	周囲に障害物があり 操作できないこと。	取付けが堅固でない こと又は著しい腐食 、損傷等があるこ と。

(十六)	(十五)	(十四)	(十三)	
排煙風道				
機械排煙設備	排煙の風道（隠蔽部）			
排煙風道の劣化及び損傷の状況	排煙風道の取	煙感知器による作動の状況	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	
目視等により確認する。	目視等又は触診による	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	
排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	接続部及び吊りボルト。	排煙口が連動して開放しないこと。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	と。

(十七)	
分及び埋設部分を除く。	付けの状況
防煙壁の貫通措置の状況	り確認する。
目視等により確認する。	トの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
建築基準法施行令第二百二十六条の三第一項第七号の規定に適合しないこと。ただし、同令第二百二十八条の七第一項、第二百二十九条第一項又は第二百二十九条の二第二項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安	

(十八)	
排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	
目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	
断熱材に脱落又は損傷があること又は建築基準法施行令第百二十六条の三第一項第七号で準用する同令第百十五条第一項第三号イ(2)の規定に適合しないこと。ただし、同令第百二十八条の七第一	全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

(二十)	(十九)	
------	------	--

部 で 延	の 開 口	(外 壁	ン パ ー	防 火 ダ ン パ ー	
防 火 ダ ン パ ー		況	の 取 付 け の 状	防 火 ダ ン パ ー	
作 動 の 状 況 を 確 認 す			り 確 認 す る。	目 視 等 又 は 触 診 に よ	
ダン パ ー が 円 滑 に 作			取 付 け が 堅 固 で な い こ と。	取 付 け が 堅 固 で な い こ と。	項、第二百二十九条第一項又は第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

	(二十一)	(二十二)	(二十三)	(二十四)
			特殊な構造の排煙設備	
焼のお	その	ある部	分に設	けるも
の作動の状況	防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	防火ダンパーの温度ヒューズ	排煙口及び給気口の周囲の状況	排煙口及び給気口の取付け
る。	目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。
動しないこと。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。	周囲に排煙又は給気を妨げる障害物があること。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食

(二十八)	(二十七)	(二十六)	(二十五)	
-------	-------	-------	-------	--

特殊な	性能	煙口の	備の排	排煙設	構造の	特殊な	観 口の外	
給気風道の劣	煙感知器による作動の状況		監視の状況	び作動状態の	おける制御及	中央管理室に	手動開放装置の周囲の状況	の状況
目視等により確認す	発煙試験器等により作動の状況を確認する。			を確認する。	制御及び作動の状況	中央管理室において	目視等により確認する。	
給気風道に変形、破	排煙口が連動して開放しないこと。			を確認できないこと。	制御又は作動の状況	中央管理室において	周囲に障害物があり操作できないこと。	、損傷等があること。

(二十九)	(三十)	
構造の 排煙設 備の給 気風道 (隠蔽 部分及 び埋設 部分を 除く。)	化及び損傷の 状況	給気風道の取 付けの状況
	目視等又は触診によ り確認する。	防煙壁の貫通 措置の状況
損又は著しい腐食が あること。	目視等により確認す る。	建築基準法施行令第 百二十六条の三第一 項第七号の規定に適 合しないこと。ただ し、同令第二百十八 条の七第一項、第百 二十九条第一項又は
接続部及び吊りボ ルトの取付けが堅固 でないこと又は変形 若しくは破損がある こと。		

(三十二)	(三十一)	
-------	-------	--

機の外	給気送風	備の給	排煙設	構造の	特殊な	
給気風道との				設置の状況	給気送風機の	
目視等により確認す				り確認する。	目視等又は触診によ	
接続部に空気漏れ、				著しい腐食、損傷等があること。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は	第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

							(三十三)
能機気備排構特殊 の性送の給煙造な							観
							接続の状況
							る。
							る。
能機気備排構特殊 の性送の給煙造な							破損又は変形があること。

(三十六)	(三十五)	(三十四)	
-------	-------	-------	--

中央管理室における制御及	電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	作動の状況	
中央管理室において制御及び作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	聴診又は触診により確認する。	
中央管理室において制御又は作動の状況	予備電源により作動しないこと。	送風機の運転中の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。	繕等が行われていない場合を除く。

二 建築基準法施行令							
(二)	(一)	(三十七)					
気口	排煙口及び給付室に設ける	の階段室又は特別避難階段					
			込口	機の吸	気送風	備の給	排煙設
給気口の周囲	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況		吸込口の周囲の状況				び作動状態の監視の状況
目視等により確認す	作動の状況を確認する。		目視等により確認する。				を確認する。
周囲に給気を妨げる	連動して作動しないこと。		周囲に給気を妨げる障害物があること。				を確認できないこと。

第二百三十三項第二号に規定する階段又は付室					
(三)		(四)		(五)	(六)
加圧 防排 煙設 備					
排煙風 道（隠 蔽部分 及び埋 設部分 を除く。）	給気口 の外観				
の状況	排煙風道の劣 化及び損傷の 状況	排煙風道の取 付けの状況		給気口の周囲 の状況	給気口の取付
る。	目視等により確認す る。	目視等又は触診によ り確認する。		目視等により確認す る。	目視等により確認す
障害物があること。	排煙風道に変形、破 損又は著しい腐食が あること。	接続部及び吊りボル トの取付けが堅固で ないこと又は変形若 しくは破損があるこ と。		周囲に給気を妨げる 障害物があること。	取付けが堅固でない

(十二)	(十一)	(十)
------	------	-----

給気風道（隠ぺい部分及び埋設部分を除く。）	給気送風機の外観
給気風道の劣化及び損傷の状況	給気送風機の設置の状況
目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。
給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。

[illegible]

(十七)	(十六)	(十五)	
------	------	------	--

中央管理室に	電源を必要とする給気送風機・排煙機の予備電源による作動の状況	給気送風機 の 作動の状況	
中央管理室において	予備電源により作動の状況を確認する。	聴診又は触診により確認する。	
中央管理室において	予備電源により作動しないこと。	送風機の運転中の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。	性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

	(十八)	(十九)	(二十)
	給気送	吸込口	空気逃し口の外観
おける制御及び作動状態の監視の状況	吸込口の周囲の状況	空気逃し口の周囲の状況	空気逃し口の取付けの状況
制御及び作動の状況を確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。
制御又は作動の状況を確認できないこと。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。

(二十一)	(二十二)	(二十三)	(二十四)
-------	-------	-------	-------

空気逃 し口の 性能	圧力調 整装置 の外観	圧力調
空気逃し口の 作動の状況	圧力調整装置 の周囲の状況	圧力調整装置 の取付けの状況
目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。
給気口と連動して空気逃し口が開放しないこと。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
扉の閉鎖と連動して		

電 源 予 備 四		居 室 等	
(二)	(一)	(五)	
置 電 装 用 発 自 家			
状 況 置 等 の 装 電 用 自 家			
発電機及び原動機の状態	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	
目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	
端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動	建築基準法施行令第百十二条第二十項の規定に適合しないこと。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	

(四)	(三)	

始動用の空気 槽の圧力	燃料油、潤滑 油及び冷却水 の状況	
圧力計を目視等によ り確認する。	目視等により確認す る。	
空気槽の自動充気圧 力が、高圧側で二・ 二から二・九メガパ スカル、低圧側で○	燃料タンク若しくは 冷却水槽の貯蔵量が 少なく三十分以上運 転できないこと又は 潤滑油が機器に表示 された適正な範囲内 にないこと。	機若しくは燃料タン クの周囲に油漏れ等 があること。

(六)	(五)	

セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	燃料及び冷却水の漏洩の状況	
目視等により確認する。	目視等により確認する。	
・七から一・〇メガパスカルの範囲になること。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は液漏れ等があること、電気ケーブルとの接続部に緩み等があること。	配管の接続部等に漏洩等があること。

(九)	(八)	(七)
-----	-----	-----

自家発電機室 の給排気の状	自家用発電装 置の取付けの 状況	計器類及びラ ンプ類の指示 及び点灯の状 況
室内の温度を温度計 により測定すると	目視等又は触診によ り確認する。	目視等により確認す る。
給排気が十分でなく 室内温度が摂氏四十	基礎架台の取付けが 堅固でないこと又は 著しい腐食、損傷等 があること。	発電機盤、自動制御 盤等の計器類、スイ ッチ等に指示不良若 しくは損傷があるこ と又は運転表示ラン プ類が点灯しないこ と。

(十二)	(十一)	(十)	
------	------	-----	--

能 置 の 性		自家用 発電装	
始動の状況	電源の切替え の状況	接地線の接続 の状況	況（屋内に設 置されている 場合に限る。 ）
作動の状況を確認す る。	作動の状況を確認す る。	目視等により確認す る。	もに、作動の状況を確認する。
空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動	予備電源への切り替えができないこと。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。

(十五)	(十四)	(十三)	

コンプレッサ 、燃料ポン プ、冷却水ポ ンプ等の補機	排気の状態	運転の状態	
作動の状況を確認す る。	目視等により確認す る。	目視等、聴診又は触 診により確認する。	
運転中に異常な音、 異常な振動等がある こと。	排気管、消音器等の 変形、損傷、き裂等 による排気漏れがあ ること。	運転中に異常な音、 異常な振動等がある こと。	から四十秒以内に確 立しないこと。

(十七)	(十六)	
直結エンジン		
直結エンジン		
直結エンジンの設置状況		
燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	直結エンジンの設置状況	類の作動の状況
目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。	
燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足りず三十分間以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと。	据付けが堅固でないこと、アンカーボルト等に著しい腐食があること又は換気が十分でないこと。	

(十八)	(十九)
セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況
目視等により確認する。	目視等により確認する。
電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は液漏れ等があること、電気ケーブルとの接続部に緩み等があること。	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。

(二十)	(二十一)	(二十二)	(二十三)
------	-------	-------	-------

直結エ ンジン			
始動及び停止 並びに運転の	給気部及び排 気管の取付け の状況	V ベルト	接地線の接続 の状況
目視等、聴診又は触 診により確認する。	目視等により確認す る。	目視等又は触診によ り確認する。	目視等により確認す る。
正常に作動若しくは 停止できないこと、	変形、損傷、き裂等 があること。	ベルトに損傷若しく はき裂があること又 はたわみが大きいこ と。	接続端子部に緩み又 は著しい腐食がある こと。

				の性能 状況	

(八)まで、 (十)、 (十一)、 (十三)から (十七)まで及び (十九)から (二十一)まで で、三項(二)から (五)並びに四項(二) から(七)まで及び (九)から(十五)まで

別表第三 非常用の照明装置

器具	照明	一	
		(一)	
器具	非常用の照明		(い)点検項目
ンプ等	使用電球、ラ		(ろ)点検事項
り確認する。	目視又はこれに類する 方法（以下「目視等」という。）により確認する。		(は)点検方法
適合しないこと。	第一第一号の規定に		(に)判定基準
	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号		

二 電池 内蔵 形の 蓄電 池、 電源 別置 形の 蓄電 池及 び自 家用 発電 装置	(一)
(二)	予備電源
配線	予備電源への
配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	切替え及び器具の点灯の状況
配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	作動の状況を確認する。ただし、自動検査機能を有するものにあつては、自動検査機能による検査終了後における表示等により確認すること で足りる。
目視等又は触診により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三第二号の規定に適合しないこと。

形の内蔵電池	装置発電家用及び自己蓄電池及蓄電	形の別置電源
(一)	(二)	(一)
充電ランプ	切替回路	
充電ランプの点灯の状況	蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況
目視等により確認する。	作動までの時間を確認する。	作動の状況を確認する。
点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三の規定に適合しないこと。

池 蓄 電 源 五				池 蓄 電
(一)	(二)	(三)	(四)	
池 蓄 電				
蓄電池	況	充 電 器	等 の 状 況	
蓄電池室の防	火区画等の貫	蓄電池室の換	気の状況	蓄電池の設置の状況
目視等により確認する。	室内の温度を温度計により測定する。	目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。	火区画等の貫
建築基準法施行令第百十二条第二十項の	室温が摂氏四十度を超えていること。	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること。	建築基準法施行令第百十二条第二十項の	

六 自家用発電装置			
(二)	(一)	(五)	
自家用発電装置			
自家用発電装置等の状況			
発電機及び原動機の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	キュービクルの取付けの状況	通措置の状況
目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。	
端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動	建築基準法施行令第百十二条第二十項の規定に適合しないこと。	取付けが堅固でないこと。	規定に適合しないこと。

(四)	(三)	

始動用の空気 槽の圧力	燃料油、潤滑 油及び冷却水 の状況	
圧力計を目視等によ り確認するとともに 、聴診により確認す る。	目視等により確認す る。	
空気槽の自動充気圧 力が、高圧側で二・ 二から二・九メガパ スカル、低圧側で○	燃料タンク若しくは 冷却水槽の貯蔵量が 少なく三十分以上運 転できないこと又は 潤滑油が機器に表示 された適正な範囲内 にないこと。	機若しくは燃料タン クの周囲に油漏れ等 があること。

(六)	(五)	
-----	-----	--

セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	燃料及び冷却水の漏洩の状況	
目視等により確認する。	目視等により確認する。	
・七から一・〇メガパスカルの範囲になること。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は液漏れ等があること、電気ケーブルとの接続部に緩み等があること。	配管の接続部等に漏洩等があること。

(九)	(八)	(七)
-----	-----	-----

自家発電機室 の給排気の状態	自家用発電装 置の取付けの 状況	計器類及びラ ンプ類の指示 及び点灯の状 況
室内の温度を温度計 により測定すると	目視等又は触診によ り確認する。	目視等により確認す る。
給排気状態が十分に なく室内温度が摂氏	基礎架台の取付けが 堅固でないこと又は 著しい腐食、損傷等 があること。	発電機盤、自動制御 盤等の計器類、スイ ッチ等に指示不良若 しくは損傷があるこ と又は運転表示ラン プが点灯しないこ と。

(十二)	(十一)	(十)	
------	------	-----	--

能 置 の 性	発 電 装 置	自 家 用	
始動の状況	電源の切替えの状況	接地線の接続の状況	況（屋内に設置されている場合に限る。）
作動の状況を確認する。	作動の状況を確認する。	目視等により確認する。	もに、作動の状況を確認する。
空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動	予備電源への切替えができないこと。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	四十度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。

(十三)	(十四)	(十五)
------	------	------

運転の状況	排気の状況	コンプレッサ、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機
目視等又は聴診により確認する。	目視等により確認する。	作動の状況を確認する。
運転中に異常な音、異常な振動等があること。	排気管、消音器等の变形、損傷、亀裂等による排気漏れがあること。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。

類の作動の状況	五項(二)及び(三)並びに六項(二)から(七)まで及び(九)から(十五)までについては、前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合には、(は)欄に掲げる点検方法にかかわらず、当該記録により確認することですりる。

別表第四 給水設備及び排水設備

一の飲料用の配管	
(一)	
飲料用配管及び排水配管（埋設部分を除く）	(い)点検項目
配管の腐食及び漏水の状況	(ろ)点検事項
目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	(は)点検方法
配管に腐食又は漏水があること。	(に)判定基準

設備 排水 及び 設備			二 飲料 水の 配管 設備
			(一)
			(二)
			(三)
く。			飲料用の給水 タンク及び貯 水タンク（以 下「給水タン ク等」とい う。）並びに 給水ポンプ
			給水タンク等 の腐食及び漏 水の状況
			給水ポンプの 運転の状況
			給水タンク等
			目視等により確認す る。
			目視等により確認す る。状況を確認する。
			建築基準法施行令第 百二十九条の二の四 第二項第五号の規定 に適合しないこと。
			運転中に異常な音、 異常な振動等がある こと又は定格水圧が ないこと。
			藻等の異物があるこ

	(五)	(四)
	給湯設備（循環ポンプを含む。）	
の内部の状況	給湯設備（ガス給湯器を除く。）の取付けの状況	ガス湯沸器の取付の状況
る。	目視等又は触診により確認する。	目視等又は触診により確認する。
と。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第二の規定に適合しないこと。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第二の規定に適合しないこと。 危険物のある場所及び燃焼排ガスの上昇する位置に取り付けていること。

三 排 水 設 備			
(三)	(二)	(一)	(六)
排水槽			
排水ポンプの 運転の状況	排水ポンプの 設置の状況	排水漏れの状 況	給湯設備の腐 食及び漏水の 状況
水圧計により測定す るとともに、作動の 状況を確認する。	目視等により確認す る。	目視等により確認す る。	目視等により確認す る。
運転中に異常な音、 異常な振動等がある こと又は定格水圧が ないこと。	取付けが堅固でない こと又は著しい腐食 、損傷等があるこ と。	漏れがあること。	本体に腐食又は漏水 等があること。

(七)	(六)	(五)	(四)
その 衛生器	排水再利用配 管設備（中水 道を含む。）		
衛生器具の取	消毒装置	雑用水タンク 、ポンプ等の 設置の状況	雑用水給水栓 の表示の状況
目視等により確認す	目視等により確認す る。	目視等により確認す る。	目視等により確認す る。
取付けが堅固でない	消毒液がなくなり、 装置が機能しないこ と。	取付けが堅固でない こと又は著しい腐食 、損傷等があるこ と。	昭和五十年建設省告 示第千五百九十七号 第二第六号ニの規定 に適合しないこと。

二項(二)及び(四)から(六)まで並び 前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同等	、 (は) 次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には (は) 欄に掲げる点検方法にかかわらず、当該記録により確認することです。				
		(十)	(九)	(八)	
		通気管	他		
			排水管		具
		通気管の状況	間接排水の状況	排水の状況	付けの状況
		目視等又は嗅診により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	る。
		損傷があること。	損傷があること。	排水が流れていないこと。	こと又は損傷があること。

別表第五 防火設備

防 火				
(一)				
防火扉	(い) 点検項目			
閉鎖又は作動 の障害となる	(ろ) 点検事項			
目視又はこれに類す る方法（以下「目視	(は) 点検方法			
ることに より防火扉	(に) 判定基準			

に三項（一）、（三）、（六）及び（十）を除く。） 一項（一）、二項（一）及び（三）並びに三項（一）、（三）、（六）及び（十）	の方法で一級建築士等が実施した点検の記録
前回の点検後にそれぞれ（は）欄に掲げる点検方法と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録	

扉			
(四)	(三)	(二)	

常時閉 鎖した 状態に			
固定の状況	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	扉の取付けの状況	物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況
目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。	等」という。）により確認する。
常閉防火扉が開放状態に固定されていること。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。	取付けが堅固でないこと。	の閉鎖又は作動に支障があること。

(五)	
ある防 火扉（ 以下「 常閉防 火扉」 とい う。）	人の通 行の用 に供す る部分 に設け る防火 扉（常 閉防火
	作動の状況
	扉の閉鎖時間をスト ップウォッチ等によ り測定し、扉の質量 により運動エネルギー を確認するとともに、プッシュプルゲ ージ等により閉鎖力 を測定する。
	昭和四十八年建設省 告示第二千五百六十 三号第一号の規定に 適合しないこと。

(六)							
連動機構							
器	熱感知	器及び	式感知	煙複合	器、熱	煙感知	扉にあ つては 、各階 の主要 なもの に限 る。）
感知の状況							
同等の方法で実施し、前回の点検後に 況を確認する。ただし、 煙試験器、加熱試験器等により感知の状 況を確認する。ただし、 十六の項の点検が行われるもの以外のも のを対象として、加							
適正な時間内に感知しないこと。							

(八)	(七)	
御器 連動制	温度ヒューズ 装置	
況 び表示灯の状	設置の状況	
る。 目視等により確認す	る。 目視等により確認す	た点検の記録がある 場合にあつては、当 該記録により確認す ることである。
あること又は表示灯 が点灯しないこと。	温度ヒューズの代わ りに針金等で固定さ れていること、変形 、損傷若しくは著し い腐食があること又 は油脂、埃、塗料等 の付着があること。	

(十二)	(十一)	(十)	(九)
------	------	-----	-----

連動機 構用予 備電源			
劣化及び損傷 の状況	予備電源への 切り替えの状 況	接地の状況	結線接続の状 況
目視等により確認す る。	常用電源を遮断し、 作動の状況を確認す る。	回路計、ドライバー 等により確認する。	目視等又は触診によ り確認する。
変形、損傷又は著し い腐食があること。	自動的に予備電源に 切り替わらないこ と。	接地線が接地端子に 緊結されていないこ と。	断線、端子の緩み、 脱落又は損傷等があ ること。

(十三)	(十四)	(十五)
自動閉鎖装置		
容量の状況	設置の状況	再ロック防止機構の作動の状況
予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。	閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。
容量が不足していること。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	防火扉が自動的に再閉鎖しないこと。

二	
(一)	(十六)
防火	総合的な作動 の状況
設置場	
閉鎖の障害と	防火扉（常閉 防火扉を除 く。）の閉鎖 の状況
目視等により確認す	煙感知器、熱煙複合 式感知器若しくは熱 感知器を作動させ、 又は温度ヒューズを 外し、全ての防火扉 の作動の状況を確認 する。ただし、連動 機構用予備電源ごと に、少なくとも一以 上の防火扉について 、予備電源に切り替 えた状態で作動の状 況を確認する。
物品が放置されてい	防火扉が正常に閉鎖 しないこと又は連動 制御器の表示灯が点 灯しないこと若しく は音響装置が鳴動し ないこと。

防 火			シ ャ ッ タ					
(二)			(三)					
所 の 周			困 状 況			シ ャ ッ タ		
なる 物品の 放			置並びに照明 器具及び懸垂 物等の状況			駆 動 装 置 (二)		
る。			軸受け部のブ ラケット、巻 取りシャフト 及び開閉機の 取付けの状況			の 点 検		
目視等により確認す			目視等により確認す			の 点 検		
ること等により防火			支障があること。			取付けが堅固でない こと。		
シ ャ ッ ターの閉鎖に			巻取りシャフトと開 閉機のスプロケット に心ずれがあるこ と。			日常 的 に開 閉 する も		

(五)	(四)
る。の に限	
軸受け部のブ ラケット、ベ アリング及び スプロケット 又はロープ車 の劣化及び損 傷の状況	ローラチェー ン又はワイヤ ロープの劣化 及び損傷の状 況
目視等、聴診又は触 診により確認する。	目視等、聴診又は触 診により確認する。
変形、損傷、著しい 腐食、異常音又は異 常な振動があるこ と。	腐食があること、異 常音があること若し くは歯飛びしている こと又はたるみ若し くは固着があるこ と。

(八)	(七)	(六)

ケース	カーテン部	
劣化及び損傷の状況	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	スラット及び座板の劣化等の状況
目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。	防火シャッターを閉鎖し、目視等により確認する。
ケースに外れがあること。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。	スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又はスラットに片流れ若しくは固着があること。

(九)	(十)	(十一)
-----	-----	------

まぐさ及びガイドレール	危害防止装置（人の通行の用に供する部分に設	劣化及び損傷	目視等により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること
劣化及び損傷の状況	危害防止用連動中継器の配線の状況	危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷	目視等により確認する。	目視等により確認する。
まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること	劣化、損傷又は脱落があること。	変形、損傷又は著しい腐食があること。		

(十四)	(十三)	(十二)	
------	------	------	--

ける防 火シャ ッター に係る ものに 限る。			
の状況	危害防止装置 用予備電源の 容量の状況	座板感知部の 劣化及び損傷 並びに作動の 状況	作動の状況
	予備電源試験スイッ チ等进行操作し、目視 等により確認する。	目視等により確認す るとともに、座板感 知部を作動させ、防 火シャッターの降下 が停止することを確 認する。	防火シャッターの閉 鎖時間をストップウ オッチ等により測定
	容量が不足している こと。	変形、損傷若しくは 著しい腐食があるこ と又は防火シャッタ ーの降下が停止しな いこと。	運動エネルギーが十 ジュールを超えるこ と、座板感知部が作

(十五)	
機構 連動	
器、熱 煙感知	
感知の状況	
行われるもの以外の(二十五)の項の点検が	し、シャッターカー テンの質量により運 動エネルギーを確認 するとともに、座板 感知部の作動により 防火シャッターの降 下を停止させ、その 停止距離を鋼製巻尺 等により測定する。 また、その作動を解 除し、防火シャッタ ーが再降下すること を確認する。
適正な時間内に感知 しないこと。	動してから停止距 離が五センチメート ルを超えること又は 防火シャッターが再 降下しないこと。

(十六)	
煙複合 式感知 器及び 熱感知 器	温度ヒューズ 装置
設置の状況	
ものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。	
温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又	

(二十)	(十九)	(十八)	(十七)	
------	------	------	------	--

				連動制 御器	
予備電源への	接地の状況	結線接続の状況	スイッチ類及び表示灯の状況		
常用電源を遮断し、	回路計、ドライバー等により確認する。	目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。		
自動的に予備電源に	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。		は油脂、埃、塗料等の付着があること。

(二十四)	(二十三)	(二十二)	(二十一)	
-------	-------	-------	-------	--

手 動 閉	鎖 装 置	自 動 閉	備 電 源	構 用 予	連 動 機	
設 置 の 状 況		設 置 の 状 況	容 量 の 状 況	劣 化 及 び 損 傷 の 状 況	劣 化 及 び 損 傷	切 り 替 え の 状 況
目 視 等 に よ り 確 認 す		目 視 等 又 は 触 診 に よ り 確 認 す る。	予 備 電 源 試 験 ス イ ツ チ 等 を 操 作 し、 目 視 等 に よ り 確 認 す る。	目 視 等 に よ り 確 認 す る。	目 視 等 に よ り 確 認 す る。	作 動 の 状 況 を 確 認 す る。
周 囲 に 障 害 物 が あ り	若 し く は 著 し い 腐 食 が あ る こ と。	取 付 け が 堅 固 で な い こ と 又 は 変 形、 損 傷 が あ る こ と。	容 量 が 不 足 し て い る こ と。	変 形、 損 傷 又 は 著 し い 腐 食 が あ る こ と。	変 形、 損 傷 又 は 著 し い 腐 食 が あ る こ と。	切 り 替 わ ら な い こ と。

(二十五)			
総合的な作動 の状況		鎖装置	
防火シャッターの閉鎖の状況			
煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッターの作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なく		るとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	
防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。		操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。	

		三 耐火 クロス クリーナー				
		(一)				
(二)						
		三 耐火 クロス クリーナー				
設置場		場所の周囲状況				
駆動装置		閉鎖の障害となる物品の放置及び照明器具、懸垂物等の状況				
ローラチェーンの劣化及び損傷の状況						
目視等、聴診又は触診により確認する。		目視等により確認する。				
とも一以上の防火シヤッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。						
物品が放置されていること等により耐火クロススクリーンの閉鎖又は作動に支障があること。						
腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること又はたるみ若し						

(五)	(四)	(三)	

ケース	カーテン部		
劣化及び損傷の状況	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	
目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視等により確認する。	
ケースに外れがあること。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	くは固着があること。

(八)	(七)	(六)
-----	-----	-----

まぐさ及びガイドレール		危害防止装置（人の通行の用に供する部分に設	劣化及び損傷
劣化及び損傷の状況		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷	目視等により確認する。
目視等により確認する。		目視等により確認する。	目視等により確認する。
まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。		劣化、損傷又は脱落があること。	変形、損傷又は著しい腐食があること。

(十一)	(十)	(九)	
------	-----	-----	--

ける耐 火クロ ススク リーン に係る ものに 限る。 ～			
の状況	危害防止装置 用予備電源の 容量の状況	座板感知部の 劣化及び損傷 並びに作動の 状況	作動の状況
	予備電源試験スイッ チ等を操作し、目視 等により確認する。	目視等により確認す るとともに、座板感 知部を作動させ、耐 火クロスクリーンの 降下が停止するこ とを確認する。	イ 巻取り式 耐火クロスクリ ーンの閉鎖時間を
	容量が不足している こと。	変形、損傷若しくは 著しい腐食があるこ と又は耐火クロスク リーンの降下が停 止しないこと。	運動エネルギーが十 ジュールを超えるこ と、座板感知部が作

ストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する	動してからの停止距離が五センチメートルを超えること又は耐火クロススクリーンが再降下しないこと。
---	---

(十二)		
連動		
煙感知		
感知の状況		
(二十一)の項の点検が	る。 ロ バランス式 耐火クロススクリ ーの閉鎖時間を ストップウォッチ 等により測定し、 カーテン部の質量 により運動エネル ギーを確認すると ともに、プッシュ プルゲージ等によ り閉鎖力を測定す る。	る。
適正な時間内に感知	運動エネルギーが十 ジュールを超えるこ と又は閉鎖力が百五 十ニュートンを超え ること。	

(十三)	
機構	
器、熱	器
煙複合	熱感知
式感知	器及び
連動制	器
御器	
スイッチ類及	
び表示灯の状	
況	
目視等により確認する。	行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。
スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	しないこと。

(十四)	(十五)	(十六)	(十七)
------	------	------	------

連動機 構用予 備電源			
劣化及び損傷 の状況	予備電源への 切り替えの状 況	接地の状況	結線接続の状 況
目視等により確認す る。	常用電源を遮断し、 作動の状況を確認す る。	回路計、ドライバー 等により確認する。	目視等又は触診によ り確認する。
変形、損傷又は著し い腐食があること。	自動的に予備電源に 切り替わらないこ と。	接地線が接地端子に 緊結されていないこ と。	断線、端子の緩み、 脱落又は損傷等があ ること。

(十八)	(十九)	(二十)
容量の状況	自動閉鎖装置	手動閉鎖装置
容量の状況	設置の状況	設置の状況
予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。
容量が不足していること。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落し

		(二十一)	
		総合的な作動 の状況	
		耐火クロス スクリーンの閉 鎖の状況	
煙感知器、熱煙複合 式感知器又は熱感知 器を作動させ、全て の耐火クロススクリ ーンの作動の状況を 確認する。ただし、 連動機構用予備電源 ごとに、少なくとも 一以上の耐火クロス スクリーンについて 、予備電源に切り替 えた状態で作動の状 況を確認する。			耐火クロススクリー ンが正常に閉鎖しな いこと又は連動制御 器の表示灯が点灯し ないこと若しくは音 響装置が鳴動しない こと。
			ていること。

レ ン	「ド 下	備 （	火 設	る 防	成 す	を 形	水 幕	他 の	そ の	ヤ ー	ン チ	ド レ	四
	(四)		(三)		(二)							(一)	
等 ヤ ー ン チ ド レ													
備	排水 設		開 閉 弁		ッ ド	散 水 ヘ				困 状 況	所 の 周	設 置 場	
	排水の 状況		開 閉 弁 の 状 況		設 置 の 状 況	散 水 ヘ ッ ド の				物 等 の 状 況	置 並 び に 照 明 器 具 及 び 懸 垂	作 動 の 障 害 と な る 物 品 の 放	
イ	次に掲げる方法のい ずれかによる。 放水区域に放水		目視等により確認す る。		目視等により確認す る。	目視等により確認す る。						目視等により確認す る。	
	排水が正常に行われ ないこと。		変形、損傷又は著し い腐食があること。		等があること。	塗装又は異物の付着 等があること。				支障があること。	ン チ ャ ー 等 の 作 動 に	物品が放置されてい ること等によりドレ	

ー う。 い ー と ー 等 チャ	
(五)	
水源	
貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量	
目視等により確認する。	することができ 場合にあつては、 放水し、排水の状 況を目視等により 確認する。 ロ 放水区域に放水 することができな い場合にあつては 、放水せず、排水 口のつまり等を目 視等により確認す る。
変形、損傷若しくは著しい腐食があること、水質に著しい腐	

(八)	(七)	(六)	
		加圧送水装置	
状況	結線接続の状況	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	給水装置の状況
り	目視等又は触診により	目視等又は作動の状況により確認する。	目視等により確認する。
脱落又は損傷等があること又は規定の水量が確保されていないこと。	断線、端子の緩み、	スイッチ類に破損があること、表示灯が点灯しないこと又はスイッチ類が機能しないこと。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
			敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量が確保されていないこと。

(十一)	(十)	(九)	
------	-----	-----	--

加圧送水装置 用予備電源へ	ポンプ及び電 動機の状況	接地の状況	
常用電源を遮断し、 作動の状況を確認す	目視等又は触診によ り確認する。	回路計、ドライバ 等により確認する。	確認する。
自動的に予備電源に 切り替わらないこ	回転が円滑でないこ と、潤滑油等が必要 量ないこと、装置若 しくは配管への接続 に緩みがあること又 は基礎への取付けが 堅固でないこと。	接地線が接地端子に 緊結されていないこ と。	ること。

(十四)	(十三)	(十二)	
------	------	------	--

の切り替えの状況	加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	加圧送水装置用予備電源の容量の状況	圧力計、呼水槽、起動用圧カスイッチ等の付属装置の
る。	目視等により確認する。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。	目視等又は作動の状況により確認する。
と。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	容量が不足していること。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は正常に作動しないこと。

		(十五)	(十六)
		連動機構	
		煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器（火災感知用ヘツド等の感知装置を含む。）	
状況		設置位置	感知の状況
		目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	(二十五)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の
		煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号二(二)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。	適正な時間内に感知しないこと。

(十八)	(十七)	
制御器		
結線接続の状況	スイッチ類及び表示灯の状況	
目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。	状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとで足りる。
断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	

(十九)	(二十)	(二十一)	(二十二)
------	------	-------	-------

接地の状況		予備電源への切り替えの状況		連動機 構用予 備電源	
接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。
接地線が接地端子に緊結されていないこと。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	容量が不足していること。	予備電源試験スイッチ等により確認すること。		

(二十五)	(二十四)	(二十三)
総合的な作動 の状況		
	手動作 動装置	自動作 動装置
ドレンチャー 等の作動の状	設置の状況	設置の状況
次のいずれかの方法 により全てのドレン	目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。
ドレンチャー等が正 常に作動しないこと	周囲に障害物があり 操作ができないこと 、変形、損傷若しくは 著しい腐食がある こと又は打ち破り窓 のプレートが脱落し ていること。	取付けが堅固でない こと又は変形、損傷 若しくは著しい腐食 があること。

況

チャ―等の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャ―等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。

イ 放水区域に放水することができ
る場合にあつては、
煙感知器、熱煙複
合式感知器又は熱
感知器を作動させ
て行う方法

又は制御盤の表示灯
が点灯しないこと。

この告示は、令和七年七月一日から施行する。

附 則

ロ 放水区域に放水 することができな い場合にあつては 、放水試験による 方法